

教科書デジタルデータの
取り扱いに関する
Q&A

a. デジタルデータの管理体制について

Q

教科書デジタルデータを利用する場合、パソコンの環境や組織内の管理体制で準備しておくことはありますか？

A

教科書データは著作権法で保護される著作物です。利用にあたっては、意図しないデータの漏えいや流出等を防止するための管理や環境整備が必要となります。主として以下のような対策が必要です。

- ① 必ず有効なウイルス対策ツールを備えたパソコンで利用する
- ② ファイル交換ソフトを載せたパソコンでは利用しない
- ③ 申請時の登録者以外は利用しない
- ④ インターネット上の Web サイトにデータを置かない
- ⑤ 利用の記録を残す
- ⑥ 利用を終了したら、作業時にパソコンやハードディスク、USB メモリ等に保存した教科書データをすべて削除する

b . 製作した教材のデータの扱いについて

Q 完成した教科用特定図書等のデジタルデータは、再利用のために保管しても良いですか？

A 製作終了後、次年度に再活用する等の目的で完成した教材のデジタルデータを保管する必要がある場合には、完成教材のデータにパスワードを設定するなどデータの流出防止策を施した上で保管するようにしてください。

データ管理機関から入手した CD/DVD は返却するほか、パソコンに取り込んだ作業用のデータは作業終了後に消去する必要があります。

c . デジタルデータの利用用途について

Q 提供された教科書デジタルデータを、タブレット PC に取り込んで画面をみながら利用したり、プロジェクターで拡大投影して利用してもよいですか？

A 教科書デジタルデータの提供は、教科用特定図書等（拡大教科書、点字教科書、音声教科書）の製作・発行に利用する目的に限定されています。（実施要項 3.(1) に記載）

そのため、提供したデータから、教科用特定図書等として製作された音声教材等を PC 等で活用することはできますが、データ管理機関から送付したデータを、そのまま PC 等に取り込んで児童生徒が活用したり、プロジェクターで投影することは目的外利用となります。

紙に印刷して利用する場合も、拡大教科書以外の副教材（プリント、テスト、資料集など）として利用することはできません。

d . デジタルデータの外部メディアへのコピーについて

Q 提供された教科書デジタルデータを、USB メモリ等の外部メディアにコピーしてもよいですか？

A 明確に禁止する規定はありませんが、USB 等の紛失や USB 等を介したコンピュータウィルスの感染等によるデータの流出を防止する観点から、提供されたデータを外部メディアへコピーすることはできるだけ控えるべきです。

もし、どうしてもUSBメモリ等を利用する場合には、

- パスワード等のデータ保護機能のあるUSBを利用する
- PCのUSBメモリ等の外部メディアに対するオートラン（自動実行）機能を無効にする

といった対策を必ず行って下さい。

また、利用しているPCには必ずウィルス対策を施し、OSやアプリケーションソフトを常に最新の状態に更新することで、ウィルスに対する脆弱性を解消して下さい。

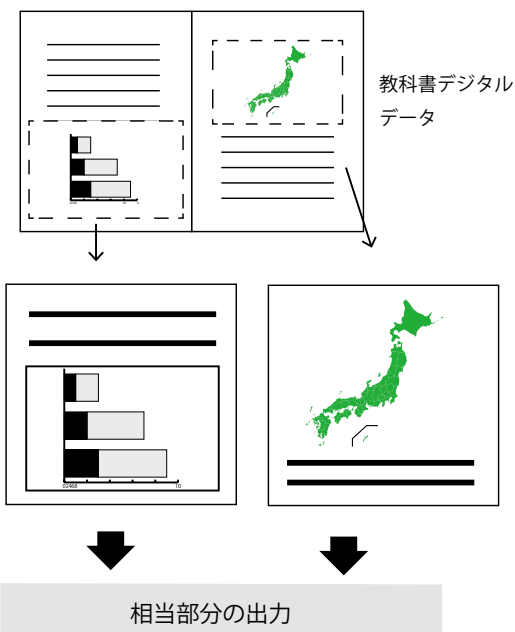
e. 高等学校で製作する拡大教科書について

Q 高等学校がデータの提供を受けて利用する場合には、授業のためにデータの必要な部分だけ切り出す／必要な部分だけを拡大して利用してもよいですか？

A 原則として教科書の全部又は相当部分の複製に限ります。高等学校・盲学校では、授業の進捗に応じて、一単元毎の製作やデータの一部の拡大複製も可能となっていますが、その教科書による学習が完了する際には、ほぼ全体（相当分）が複製されることが原則です。また、テスト問題など、拡大教科書製作以外の目的に利用する事は許可されていません。



データの相当部分の
拡大複製



拡大教科書ではなく、
「素材」として利用

